



平成28年7月6日
総合政策局物流政策課

宅配便の再配達詐欺にご注意！

「宅配便の再配達を依頼する際に料金が発生するようになり、対応が必要になる」などと騙った詐欺未遂と思われる事案について情報提供がありました。注意喚起のためにお知らせいたします。

平成28年7月6日(水)、電話で一般の方より、「宅配便の再配達を依頼する際に料金が発生するようになり、対応が必要になる」などと騙った詐欺について、情報提供がありました。国土交通省では、宅配便の再配達の削減に向けた取り組みを行っておりますが、一般家庭をまわり勧誘を行ったり、金品を要求するようなことは行っておりません。ご注意ください。

通報があった方からの聞き取り内容は以下の通りです。

=====

■相手方：岐阜県在住の一般の方(男性)

■情報提供内容：

- 5日(火)20時頃、国土交通省職員を名乗る人物が自宅を訪問。
- 国土交通省と記載された名刺(架空の部署名を記載)を渡され、「今後再配達を行う際は消費者が料金を払う必要がある。送り手側にも対応が必要であり、10万円を払うと優先的に扱われる」と伝えられ、金銭を要求された。
- 金銭は払わなかったが、詐欺の可能性があり、名刺に記載されていた電話番号(国土交通省の実在の担当窓口)に電話をした。

=====

同様の内容を国土交通省ホームページに掲載するとともに、全国の地方運輸局、宅配事業者等に周知し、一般の方への情報提供に努めます。

問い合わせ先：

総合政策局 物流政策課 企画室

大庭(課長補佐)、伊東(班長)、富田、堀 (内線 53-344、53-315、25-204、53-334)

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8799、FAX 03-5253-1559